

団員の入会及び会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本宇宙少年団（以下「財団」という。）の定款第43条及び第44条の規定に基づき、団員及び賛助団員の財団への入会について、並びに団員及び賛助団員が支払う会費について、必要な事項を定める。

第1章 団員

(団員の定義)

第2条 団員とは、財団の目的に賛同し、事業に参加する者として、財団への入会手続きを行った個人をいう。

(入会の手続き)

第3条 団員は、別紙の様式により、財団に対して、入会の申請を行う。

2 前項の規定に基づき申請を受理し、財団は速やかに団員としての入会の手続きを行なう。

(入会登録料及び年会費)

第4条 団員は、登録料2,000円を財団に納付しなければならない。

2 団員が入会登録料を納付した後に退会し、再度、入会を申請して承認を受けた場合は、入会登録料を免除する。

3 団員は、年会費3,000円を納付しなければならない。

(家族割引)

第5条 一つの家族の構成員（例えば、兄弟、姉妹、父母、祖父母など）が団員となるときは、それぞれが団員として入会し、個別に団員証等の発行を受ける。これらの家族団員は、それぞれ、登録料2,000円を財団に納付しなければならない。

2 前条に準じて、家族団員が入会登録料を納付した後退会し、再度、入会を申請して承認を受けた場合は、入会登録料を免除する。

3 家族団員は、当該家族に属する団員の数に関わりなく、一家族当たりの年会費として、5,000円を財団に納付しなければならない。

4 前項の場合において、家族団員は、それぞれの団員証を示したうえで、財団が主催する事業等に、家族であるいは個別に参加することができる。

(団員の期間及び会費の納付)

第6条 前条までの規定に基づき、入会の手続きを行なった団員は、財団に入会登録料及び年会費を納入しなければならない。

2 団員の有効期間は、年会費納入の日を始期とし、納入の日の翌月から1年後の月の月末を終期とする。

3 団員証には前項に定める1年後の月を期限として表示する。

4 団員の入会手続きの日から2ヶ月経っても、当該団員の入会登録料及び年会費の入金が確認できない場合は、申請を辞退したものとみなす。

(会費の免除又は軽減)

第7条 団員の指導に当たることが適切な者として理事会が認めた団員、災害に被災した団員、その他理事会が会費を免除又は軽減することが適当と認めた団員については、理事会が定めるところにより、入会登録料及び年会費の全部又は一部を免除又は軽減することができる。

(会費の支払方法)

第8条 入会登録料及び年会費の納入の支払い方法は、原則、口座振替とする。

(除名)

第9条 団員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 財団の定款その他の規則に違反したとき
- (2) 財団の名誉を傷つけ目的に反することをしたとき
- (3) 団員としてふさわしくない行為をしたとき
- (4) 団員の資格有効期限より6ヶ月以上経過して正当な理由がなく年会費を納入しないとき

(退会)

第10条 団員は、退会届を財団に提出して任意に退会することができる。

2 前項の場合、団員が既に納入した入会登録料及び年会費は、返還しない。

(会費の受領及び通知)

第11条 第4条から前条までの規定に基づき入会登録料及び年会費を納付した団員に対しては、依頼があった場合は財団から遅滞なく受領書を送付する。

(会費の使途)

第12条 入会登録料は、財団の事務に充てる。

2 年会費は、使途に定めのない寄附金として、財団の事業等に充てる。

3 前2項の定めに関わらず、財団は、その50%以上80%以下を公益目的事業費に、他は管理費に使用する。

第2章 賛助団員

(賛助団員の定義)

第13条 賛助団員とは、財団の目的に賛同し、財団の事業を支援する者として、財団への賛助金を納入する個人又は団体をいう。

(賛助金の納付及び通知)

第13条 前条に基づき、賛助金を納入した賛助団員に対して、財団から納入を受けた旨の通知を行なうとともに、財団から遅滞なく受領書を送付するものとする。

(賛助金の使途)

第15条 賛助金は、使途に定めのない寄附金として、財団の事業等に充てる。

2 前項の定めに関わらず、財団は、その50%以上80%以下を公益目的事業費に、他は管理費に使用する。

第3章 団員及び賛助団員の位置づけ並びに移行措置

(団員及び賛助団員の位置づけ)

第16条 団員及び賛助団員は、法令及び財団の定款により、財団の評議員会及び理事会に付与された職務権限を制約することはできない。

(団員の移行措置)

第17条 財団が公益法人に移行し、この規程が適用された時点で、団員、指導員(分

団長、副分団長、リーダ等)として登録されている者は、この規程に従って理事会の加入の承認を受けた団員とみなす。

(賛助団員の移行措置)

第18条 財団が公益法人に移行し、この規程が適用された時点で、賛助会の企業、団体及び個人は、この規程に従って理事会の承認を受けた賛助団員とみなす。

第4章 細則及び改廃

(細則)

第19条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

前項にもかかわらず、家族割引を除き入会登録料及び年会費の額については、平成25年4月1日より適用するものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。



公益財団法人日本宇宙少年団 入団申し込み

申し込み日 年 月 日

フリガナ				会員区分 (該当する方に○をしてください)		
氏名				個人会員・家族会員		
生年月日	[西暦]	年	月	日	性別	男・女
住所	〒 —					
電話番号						
緊急連絡先	*上記以外で携帯電話など連絡が取りやすい電話番号					
学校名・ 職業等	*学生の場合は学年もご記入ください					
保護者名 (未 成年者の場合)	続柄					
家族会員 構成	続柄	氏名	カナ	生年月日		
PCメール アドレス ※1	@			財団からの活動案内を 受信する・受信しない		
携帯メール アドレス	@			財団からの活動案内を 受信する・受信しない		
会費の 支払い	<input type="checkbox"/> 払込済			<input type="checkbox"/> 郵便振込票送付希望		
所属希望の 分団	無所属 ・ 分団所属 (分団)					
紹介者氏名 (あれば)						

※1 PC メールアドレスをお持ちでない方は、一部の YAC ウェブサービスをご利用いただけませんので、予めご了承ください。

記載していただいた個人情報は、日本宇宙少年団からの教材、冊子等の送付及び当少年団の実施する事業についてのお知らせ等に使用させていただきます。法令に定める場合を除いて、ご本人または保護者の承諾なしに他の目的には使用しません。またその取扱には充分注意いたします。